

助成金や給付金に税金はかかるの？

原則として法人税が課税される

新型コロナウイルス感染症による影響に対するものだけでなく、国や地方自治体では様々な助成金や給付金（以下、助成金等）などを支給しています。

法人が受取った助成金等（雇用調整助成金や地方自治体独自の休業協力金など）は、課税対象として雑収入に計上します。ただし、消費税は課税されません。

「持続化給付金」は課税されるのか？

新型コロナウイルス感染症拡大によって大きな影響を受ける事業者に対して最大で法人 200 万円、個人事業者 100 万円が給付される「**持続化給付金**」は、法人・個人にかかわらず課税対象として、税務上、法人は雑収入、個人事業者は事業所得等になります。

ただし、現在の売上激減の経営環境においては、経費などの損金のほうが多いと考えられるため、影響は小さいと考えられます。

個人が受取る助成金等は課税・非課税のものがある

個人が国や地方自治体から受取った助成金等については、助成金の支給根拠となる法令等や所得税法の規定によって非課税所得となる助成金等以外は、所得税の課税対象になります。



(1) 「特別定額給付金」は非課税

国民 1 人につき 10 万円が給付される「**特別定額**

給付金」は、支給の根拠となる法令等（新型コロナウイルス対応国税関係臨時特例法）の規定により非課税所得になります。

また、児童手当受給世帯に対して上乘せ支給される「**子育て世帯への臨時特別給付金**」も非課税になります。

(2) 所得税が課税される助成金等

個人事業者の課税所得となる助成金等は、事業所得等、一時所得、雑所得のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。

事業所得等になるもの

例えば、持続化給付金や雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金、東京都の感染拡大防止協力金などのように、事業者の収入が減少したことに対する補償や、支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給される助成金等は、事業所得等に区分します。

収益計上のタイミングは支給が決定したとき

一般に政府や地方自治体から支給される助成金等の多くは、申請から支給決定、さらに実際の入金まで時間を要します。

そのため、収益を計上する時期に注意が必要です。助成金等を計上する時期は、実際に入金されたときではなく、助成金等の支給決定通知書が事業者に着したときになります。

また、支給決定と実際の入金が決算期をまたぐ場合には、期末に「未収入金」として計上します。

出典 TKC 事務所通信

コロナ関連の融資・補助金をはじめとした支援制度について、弊社ホームページでもご紹介しています。ご質問等ございましたら、遠慮なくご相談ください。

